

輪島市監査公表第 36 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、  
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年11月30日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成24年11月16日（金） 総務課

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 今年度においては、職員研修費として300万円の補正予算があげられている。職員の法令研修や専門的技術の習得により職員の資質が向上とともに、結果として能登空港の搭乗率アップにつながることは望ましいが、適正な予算の執行に努められたい。
- 近年全国各地において自然災害が発生しており、市民の危機管理に対する関心は高く行政への期待感も大きくなっている。今後も輪島市地域防災計画に基づき、関係機関や地域の防災組織との連携を密にし、防災体制の充実に向けて積極的に取り組んでいただきたい。
- 市の組織でない区長に対し、市の業務の一部を依頼することがある。区長の位置付けや役割について明確な規定はないが、現行の区長のあり方や制度について調査・研究をしていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

なし